

審議事項	資料 1
令和元年度	富良野市防災会議

富良野市地域防災計画の修正について

I 富良野市地域防災計画の見直しの経過

平成 27 年 10 月	地域防災計画一部修正
平成 31 年 3 月 27～4 月 8 日	計画案に対する防災関係機関への意見照会
平成 31 年 4 月 11～5 月 8 日	パブリックコメント実施 ※意見なし
令和元年 5 月 29 日	富良野市防災会議

II 富良野市地域防災計画の見直しの基本的な考え方

1. 法改正及び北海道地域防災計画の修正等を踏まえた見直し
2. 平成 28 年度地震被害想定調査結果公表に伴う被害想定等の修正
3. 十勝岳火山防災協議会設置に伴う関係事項について追記
4. 情報伝達手段の追加に伴う修正
5. 組織機構改革に伴う事務分掌等の見直し
6. その他、時点修正に伴う見直し

III 富良野市地域防災計画の見直しの主な事項

【本 編】

1. 水防法の改正に伴う修正
 - (1) 想定しうる最大規模の洪水（1000 年に一度程度起こる大雨）に係る区域に拡充（法第 14 条）
（本編 P12・資料 2 の P3）
2. 北海道地域防災計画の改正に伴う修正
 - (1) 住民の責務として、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄（最低 3 日間、推奨 1 週間）、災害教訓の伝承など、自ら災害に対する備えを行うよう努めることを規定（本編 P8, P9・資料 2 の P2）
 - (2) 災害対策の究極の目的としての、市及び関係機関等について、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず改善を図ること、平時からコミュニケーションを取り顔の見える関係性の構築と、持続的なものとするよう努めることを規定。（本編 P11・資料 2 の P3）
 - (3) 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努めることを規定。（本編 P23・資料 2 の P5）
 - (4) 避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努めることを規定。

(本編 P23・資料 2 の P6)

- (5) 避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを規定。(本編 P27・資料 2 の P6)
- (6) 住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明等について、日頃から周知に努めることを規定。(本編 P31・資料 2 の P7)
- (7) ①災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくことを規定。
②災害の種類や被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、応援・受援体制の構築に努めることを規定。(本編 P33・資料 2 の P7)
- (8) 災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により、安全性を確保するよう BCP の策定に努めることを規定。(本編 P34・資料 2 の P7)
- (9) 市町村の災害対策組織において、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るなど、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることを規定。(本編 P35・資料 2 の P9)
- (10) 要配慮者に対して、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めることを規定。(本編 P60. 142・資料 2 の P19, 30)
- (11) 災害時には、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めることを規定。(本編 P105・資料 2 の P25)
- (12) 被災証明等の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることを規定。(本編 P110・資料 2 の P26)
- (13) 被災建築物からの石綿の飛散による二次災害を防災するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル(改訂版)」(環境省)及び関係法令に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずることを規定。(本編 P171・資料 2 の P35)

3. 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」(平成 29 年 1 月 31 日)改訂に伴う、避難勧告等の名称変更

(本編 P11、19、22、23、30、41、43、57、58、59、60、61、65、67、70、138、139、140、141、142、143、144)

(資料 2 の P3、4、5、7、12、16、17、18、19、20、21、22、27、28、29、30、31、32)

(修正内容)

- ・避難準備 → 避難準備・高齢者等避難開始
- ・避難指示 → 避難指示(緊急)

※その他、「避難の勧告・指示」及び「避難準備、勧告、指示」を「避難勧告等」に改める

4. 平成 28 年度地震被害想定調査結果公表に伴い被害想定を修正（本編 P119・資料 2 の P27）
5. 十勝岳火山防災協議会設置に伴う関係事項について記載（本編 P191, 192・資料 2 の P36）
6. 情報伝達手段の追加（サイレン、ヤフー防災速報アプリ、フェイスブック）（本編 P19, 20, 59, 141・資料 2 の P4, 5, 18, 29）
7. 組織機構改革に伴う事務分掌等の見直しに伴う修正
（本編 P39～43、60, 61, 68, 71, 74, 76, 78, 81, 141, 149, 152, 154, 158, 161・資料 2 の P10～16, 19, 20, 22～25, 30, 32～35）
8. その他
 - ・その他、必要な時点修正及び字句の修正

【資料編】

1. 避難所の指定解除、洪水時対応の変更
2. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の追加（水防法改正に伴う）
3. 関係法令及び要綱・基準等の整理
4. 災害対策資料の整理
5. その他、地震被害想定調査結果、新規協定の締結等、時点修正及び字句の修正

